

お知らせ

市県民税・所得税申告相談のお知らせ

令和3年度市県民税申告・令和2年分所得税確定申告の時期が近づきました。
市相談会場での申告相談は、市県民税が令和3年2月15日(月)、所得税が2月16日(火)から始まります。
申告相談の日時・会場は、日割表(P4-5)のとおりとなりますのでご確認ください。なお、市役所本庁・支所の税務窓口では申告できませんのでご注意ください。

【新型コロナウイルス感染症対策】

- 新型コロナウイルス等による感染症予防のため、以下の取組を行います。
- ・マスクの着用
マスクの着用をお願いします。未着用の方の相談はお断りさせていただきます。
- ・消毒液の設置
アルコール消毒液にて手指の消毒をお願いします。
- ・体温測定
受付で体温測定を行います。37.5度以上の熱のある方の相談はお断りさせていただきます。
なお、体調不良、せき等の症状のある方は来庁をご遠慮ください。
- ・e-Taxの推奨
所得税の申告を行う場合には、ご自宅等から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用したe-Taxでの申告が便利です。なお、「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書は、郵送でも提出できます。
- ・その他入場人数の制限、消毒、換気、アクリルボード設置による飛まつ対策などを実施します。
ご理解・ご協力をお願いします。

【市役所会場での受付時のご注意】

- ・申告相談の順番受付は、8:00からとなります。庁舎北側玄関前でお待ちください。
- ・受付開始前後は混雑します。密を避けるため、時間をずらしてお越しください。
- ・順番のまとめ取り、電話等での事前予約はできません。
- ・受付票に必要事項を記入し、番号札と引き換えることで順番受付となります。
- ・受付票に記載いただいた内容により、申告相談の順番が前後する場合があります。
- ・混雑状況により、入場制限を行う場合や受付締切時刻を早める場合があります。
待合室の状況により、自家用車など庁舎外でお待ちいただく場合があります。
- ・午前中は混雑する傾向があります。午前中に受付しても、相談の順番が午後になる場合があります。
- ・税務徴収課以外の者が作成した番号札や受付簿等はすべて無効です。

【休日相談のご案内】

- ・給与所得者で、平日の来庁が困難な方を対象に、以下の日に申告相談を行います。
期日 令和3年2月28日(日)

【申告の際の注意点】

- ・以下の申告は市では受けることができません。太田税務署でご相談ください。
①初年度の住宅借入金等特別控除 ②株式譲渡 ③不動産譲渡(公共買収を除く)
④先物取引 ⑤青色申告 ⑥その他特殊なもの

- ・昨年度に市県民税申告をされた方には、1月末ごろに市県民税申告書を送付します。このほか税務署から申告のお知らせハガキ等の書類が届いている方は、必ず申告相談にお持ちください。
- ・申告相談会場は大変混雑します。皆様の待ち時間を少なくするために、農業や営業等の所得のある方は、収支内訳書を作成してお持ちください。医療費控除を受ける方は、「人」「病院等」ごとに集計した医療費控除の明細書を作成してお持ちください。明細書を作成されていない場合、待ち時間にご自身で集計していただきますので、相談の順番が後になる場合があります。また、内容の分かる方が会場にお越しください。

【必要となる書類等】

- ①給与所得のある方・年金を受給している方… 令和2年分源泉徴収票
- ②農業・営業・不動産等の所得のある方… 収支内訳書、収入や経費の分かる書類・帳簿類
※帳簿や領収書等を整理し、事前に収入や経費の計算をお済ませください。計算の済んでいない方は、相談の順番が後になる場合があります。
- ③医療費控除のある方… 医療費控除の明細書、明細書に記載した医療費の金額が分かる書類
※領収証を持参しただけでは申告を受けられません。事前に医療費控除の明細書を作成してお持ちください。(この明細書は、領収書に基づき「人ごと」、「病院等ごと」に集計する必要があり、作成に時間を要します。会場が混み合うため職員は集計作業を代行しませんので、必ず事前に作業を済ませてからお越しください。)
- ④その他必要な書類
健康保険料、国民年金保険料、国民年金基金掛金等の控除証明書・領収書
一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料の控除証明書
- ⑤印鑑
- ⑥「マイナンバーカード」または(「通知カード」+「運転免許証等の本人確認書類」)
※個人番号(12桁)の記載と個人番号および本人確認の書類の添付が必要になります。
※扶養親族等がいる方は、扶養親族等のマイナンバーが分かるものをお持ちください。
- ⑦過去に税務署で申告した方やe-Taxで申告をした方等で利用者識別番号をお持ちの方は、利用者識別番号が分かるものをお持ちください。
- ⑧令和元年の台風19号の被害による雑損失の繰越控除がある方は、昨年の確定申告書第4表の控えをお持ちください。
- ⑨その他申告内容によって必要になるもの

※お待ちいただく時間を短縮するため、お住まいの地区ごとに申告相談日を指定していますので、なるべく指定の日時・会場へお越しください。指定の日時・会場で都合の悪い方は、指定以外の日時・会場でも相談できます。

※今年度から所得税の確定申告には、「利用者識別番号」が必要になります。待ち時間短縮のため、国税庁ホームページ(e-Tax)での事前取得にご協力をお願いします。

※申告相談期間中は、担当職員の多くが会場につめることになるため、税務徴収課への電話はつながりにくい場合があります。ご理解・ご協力をお願いします。

※今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、対応が変更になる場合があります。

問 本庁 税務徴収課市民税G ☎52-1111 内線233
山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111
緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111